

鹿児島工業高等専門学校情報教育システムセンター規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校に、情報教育システムセンター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、情報処理教育、教員研究及び事務処理等の充実を図ることを目的とする。

(施設)

第3条 センターに次の各号に掲げる施設を置く。

- (1) 中央電子計算機室
- (2) パーソナルコンピュータ室
- (3) ローカルエリアネットワーク（以下「LAN」という。）

(情報教育システムセンター長)

第4条 情報教育システムセンター長は校長が任命し、その任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センターの業務)

第5条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 電子計算機の操作及び保守、管理
- (2) 情報処理教育における電子計算機演習の補佐
- (3) LANの運用及び整備
- (4) その他センターに関する業務

(情報教育システム管理者)

第6条 センターに、情報教育システム管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は校長が任命し、その任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(管理者の業務)

第7条 管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 電子計算機の保守、管理
- (2) LANの運用、保守、管理及び運営

(3) その他電子計算機に関する業務

(情報教育システム委員会)

第8条 センターの円滑な運営を図るため、情報教育システム委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は別に定める。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成6年6月3日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に任命された管理者の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月16日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校情報教育システムセンター規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。